

身体障がい者福祉ホーム「自立ホーム24(仮称)」

創設計画設計事業者説明資料

日 時 2004年6月23日13時30分から15時00分
場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道立道民活動センター(かでの2・7)
1020会議室

1. 法人概要
2. 事業概要
3. 創設スケジュール
4. 基本コンセプト
5. 設計事業者選定スケジュール
6. その他

社会福祉法人 **HOP**
身体障がい者福祉ホーム「自立ホーム24(仮称)」
開設準備室 室長 水島 功
事務担当 中谷香奈
札幌市東区北20条東1丁目5-1
Tel 011-748-6220
Fax 011-748-6221

社会福祉法人 HOP 概要

法人名称 社会福祉法人 HOP

代表者 理事長 竹田 保

法人本部 札幌市東区北 20 条東 1 丁目 5-1
電話番号 0 1 1 - 7 4 8 - 6 2 2 0

設立認可日 2003 年 9 月 29 日

認可事業 知的障がい者小規模通所授産施設 豊平 MAX

対象者 知的障がい者 定員 10 名

施設長 根本淑恵

補助事業 小規模作業所ホップ

対象者 身体・知的障がい者 定員 10 名

施設長 水島功(兼任)

副施設長 山道直樹

自主事業 ベーカリー愛・藍

対象者 身体・知的障がい者 定員 10 名

施設長 水島功(兼任)

副施設長 植松邦雄

基本財産 1000 万円(福祉ホーム予定地取得価格 5000 万円含まず)

職員数 3 名

役員	理事長	竹田 保	福祉関係者 (NPO ホップ障害者地域生活支援センター代表理事)
	理事	水島 功	福祉関係者(元札幌市職員 常務理事)
	理事	根本淑恵	法人職員(豊平 MAX 施設長 兼務役員)
	理事	梅本弘昭	福祉関係者 (NPO ホップ障害者地域生活支援センター)
	理事	樋口英俊	福祉関係者 (社会福祉法人江差福祉会あすなろ学園総合施設長)
	理事	半澤節子	福祉関係者(医療法人半澤医院理事長)
	理事	山田眞知子	学識経験者(北海道浅井学園大学教授)
	理事	雲雀圭子	地域関係者(前あいの里郵便局長)
	監事	佐々木忠則	学識経験者(税理士)
	監事	本庄政人	地域関係者(北野郵便局長)

事業概要

1. 法人事業

当法人は障がいの有無や程度に関係なく誰もが地域の中で生活するための支援サービスを、サービスを利用する人の視点に提供することを大事にして当事者中心の事業を実施します。

当法人は 1988 年発足した、障がい者の就労を支援する任意団体が母体となって 1997 年 7 月に知的障がい者小規模作業所「ホップ第 2 作業所」を社会福祉法人第 1 種事業として 2003 年 12 月に法定施設として事業を行っています。法人としての規模が小さい分、個々の利用者ニーズに即して小回りのきくサービスを提供することを主体に、実施しています。

2. 知的障がい者小規模通所授産施設豊平 MAX 定員 10 名

知的障がい者に対して、封入作業、紙折り等の軽作業種目を中心に平日 9 時から 17 時 30 分まで授産活動を行っています。

年末年始、土日祝祭日は原則として休んでいますが、作業の納期によっては開設することもあります。

3. 身体障がい者福祉ホーム「自立ホーム 24 (仮称)」

対象者 身体障がい者 概ね 18 歳以上の身体障がい者手帳所持者、本事業の利用対象者は、車椅子、ストレッチャー、視力、聴力障害を対象とする。

事業種別 第 1 種社会福祉事業

開設予定日 2005 年 4 月 1 日

定員 単身用 9 世帯 世帯用 1 世帯

予定地 札幌市西区二十四軒 4 条 6 丁目 40-1,3,4

土地所有者 法人自己所有 (抵当権設定なし)

地目 第 1 種住居地域 704.99 m² 213.6 坪

法定容積率 / 建ぺい率 200%/60%

日陰規制有 GL+4m2.5 時間,4 時間(建物高 10m 以下除外)

建物の概要 建築面積 510 m² (90 m² 公益事業併設、計 600 m²)

単身用 9 (内 4 世帯分については重度心身対応) 世帯用 1、食堂
談話室 1、静養相談室 1、事務室 1、洗濯室 1、浴室室 (サウナ併設) 共用ト
イレ (車椅子対応) 車椅子対応エレベーター 1、鉄骨造 3 階建て、シックハ
ウス防御仕様

建築費 日本財団補助金、福祉医療機構借入金、法人自己資金

目的 本事業は身体障がい者が地域で自立した生活をするために障がい
に適した住居を提供することで自立生活を可能となるようにすることを目
的としているが、当法人では障がいを持つ人々が真に地域で生活するためには、
より重度な障がいを抱える人が生活できるように支援することが必要である
と考え、痰吸引や胃ろう等の医療的ケアを必要とする重度心身障害者が利用可
能な住居を提供することとする。より、重度な障がい者が生活するためには、

建築物の障壁除去はもちろん必要なケアの提供が重要であり、併せて必要に応じてケアを提供する。

必要な設備

1) 居室

原則として居室は利用者の日常生活に適した広さを確保した個室とし、浴室、脱衣室、調理設備及び便所を設けること。

浴室、脱衣室、調理設備、便所、押入れ等を除いた 1 人当たり有効面積は、9.9 m²以上とすること。

重度の心身障がい者の利用を想定して配慮を行うこと。

浴室及び便所は個々の利用者に応じた配慮を行うこと。

調理設備については個々の障がいに応じた配慮が可能であること。

出入り口の開閉を車椅子で容易にできるようになっていること。

室内で車椅子の移動が容易にできるように配置等の工夫がされていること。

電気コンセント、釦等が個々の障がいによって利用しやすいように工夫されていること。

収納戸棚等が車椅子等の個々の障がいによって利用しやすいように工夫されていること。

必要に応じて管理人等との緊急連絡について配慮されていること。

2) 相談室

室内における談話の漏洩を防ぐために必要な間仕切等の設備を設けること。

3) 談話室(兼集会室兼食堂)

利用者用の居間として利用定員に応じて適切な広さを確保し、娯楽、団らん等の場とすること。

利用者が一同に会して食事ができるようなスペースが確保されていること。

4) 浴室(サウナ併設)

浴槽等の入浴設備は身体障がい者の入浴に適した設備を設けること。

上がり湯及び清浄な水を使用することができる設備を設けること。

入浴に際し抱きかかえの介助を必要とする利用者が想定されるので、介助者が容易に浴槽への出入りが可能となるような配慮をすること。

利用者は車椅子、視力障害、色覚障がい、認知障害等様々な障がいがあるため、必要な配慮を行なうこと。

サウナについては車椅子での利用が可能な配慮を行うこと。

5) 事務室

6) 施設長(管理人)用居室

7) 便所

8) 洗濯室

9) 物干場

10) 消防用設備

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消火設備、警報設備及び避難設備を設けること。

聴覚障害者に配慮した設備とすること。

11) 給排水設備

1 2) 診療室（兼静養室）

利用者の診療行為が可能な設備を配置できるようなスペースを確保すること。

1 3) その他

エレベーターについては車椅子での使用が可能なものであり、釘等が個々の利用者の状況に応じて利用できるような配慮がされていること。

緊急時に利用者の避難経路が2方向以上で確保されていること。

自然採光に配慮しシックハウス対策等の環境に配慮されていること。

重度心身障がい者と比較的軽度の障がい者が混在して利用することを想定した配慮がされていること。

4. 今後の予定

今回の説明を基に7月14日までに基本設計に係わる提案を募集いたします。

当日までに提出いただきたい資料として、位置図、側面図等の基本設計図面、設計のイメージが伝わる概略図、各室面積表、建築概算予算及び見積書、別紙1, 2, 3の設計入札申し込み関係書類、事業所案内等をご提出願います。

今回ご提出願う資料につきましては、当法人としては謝金をお支払することが出来ませんのでご了承下さい。

建築予算の総額といたしましては、福祉ホーム創設に係わる経費につきましては日本財団様の補助金及び医療機構様よりの借入金、法人の自己資金を予定しております。診療所につきましては将来的には公益事業として法人としては運営を行う予定ですので、法人自己資金による整備を予定しております。

今回皆様から頂く予定のご提案は設計コンペとして検討をさせていただきます。

コンペの審査基準といたしましては、当法人の希望する様式に添って利用者に喜んでいただける建築物を独創的な発想で提案されていることと国庫整備基準で要求されている内容を確保していること、内部積算に最も近い提案等の内容を総合的に判断して審査基準とさせていただきます。

当法人の内部審査で採用された提案には、個別のプレゼンテーションをお願いいたします。プレゼンテーションは当法人理事及び理事長が推薦する人員によって構成される創設整備計画審査会で行います。開催時期は7月下旬を予定しております。

創設整備計画審査会に提案されて計画に対して補足説明を求めることがあります。

創設整備計画審査会で採用された計画に対して理事長が許可を与え、開設準備室が整備計画を札幌市、日本財団、医療機構と協議を行い進めます。

不明点については開設準備室事務担当中谷にその都度ご確認下さい。

設計に係わる経費は最終的に採用された場合のみ当法人としてはお支払の対象となりますのでご協力をお願いいたします。

本計画は第1種社会福祉事業として整備を進めていきますので関係機関からの指導に添って進めていきますので指導によって変更があります。

以上の手順によって進めていく予定ですが、関係機関との調整によって時期の変更が出てきますが、開設時期は2005年4月1日を予定しています。

創設スケジュール

2004年6月23日	実施設計説明会
2004年7月01日から	
2004年7月14日	実施設計提案募集
2004年7月15日	実施設計入札参加希望業者札幌市へ報告指導 (開設準備室)
2004年7月上旬	独立行政法人福祉医療機構打合せ
2004年7月下旬	独立行政法人福祉医療機構内示 実施設計入札参加予定業者へ設計詳細を通知 (開設準備室) 実施設計入札参加応募業者確認(開設準備室) 実施設計入札参加予定業者報告(理事会) 実施設計入札参加予定業者札幌市へ報告指導(開設準備室) 実施設計入札参加業者選定(理事会)
2004年8月上旬	実施設計入札(指名入札) 実施設計業者入札結果札幌市へ報告指導(開設準備室) 実施設計業者選定(理事会) 実施設計業者選定結果札幌市へ報告(開設準備室)
2004年8月中旬	実施設計入札結果通知(開設準備室)
2004年8月中旬から	
2004年9月下旬	実施設計打合せ期間
2004年10月上旬	建築入札説明会
2004年10月中旬	建築入札応募業者確認(開設準備室) 建築入札参加予定業者報告(理事会) 建設参加予定業者札幌市へ報告指導(開設準備室) 建築入札参加業者選定(理事会)
2004年10月下旬	建築入札(応募多数の場合は指名入札) 建築入札結果札幌市へ報告(開設準備室) 建築業者選定(理事会) 建築業者選定結果日本財団、医療機構、札幌市へ報告(開設準備室) 建築入札結果通知
2004年11月上旬	建築工事
2004年3月中旬	完工
2004年3月下旬	完成検査 引き渡し 入居者入居開始
2004年4月1日	開設

基本コンセプト

計画の背景

本計画は重度心身障がい者の地域生活を支援することを目的として、民間アパートを賃借し重度障がい者用に改修し、NPO 法人が自主事業として気管切開による痰吸引を行っている重度心身障害者や心臓疾患と加齢によって要介護状態となった高齢者や事故によって頸椎を損傷し四肢麻痺となった肢体障がい者、知的障がい者の共同住居として 2002 年 5 月より実施してきた事業を当法人が継承し行うものである。

本計画の実施に当たっては、使用家屋が築 30 年を経過し老朽化が激しく損傷箇所が著しくなってきたために、2003 年 10 月に日本財団様に改修費の助成を相談した結果、日本財団様に重度心身障害者や重複障がい者の地域生活を支える上では重要な支援方法であるとのご理解をいただき、この度、創設計画建築助成が決定し、2004 年度整備事業として札幌市の認可を得て整備事業を実施することとなった。

2002 年開設時、痰吸引や胃瘻、坐薬等の医療的ケアを必要とする重度重複心身障がい者(児)の在宅生活に必要な介護の大半を家族介護に依存していた。このため、同居家族の介護負担が大きく心身ともに疲労していたが、医療、福祉施設ともに重度心身対応のサービスが不足しているために家族介護の限界を感じている家族にとっては抛り所のない状況が現在も続いている。

家族からは医療と福祉の総合的な地域支援サービスの拡充を求める声が大きく、NPO 法人の自主事業としてサービスを開始したところ、養護学校を中心とする父兄等の関係者よりの関心がとりわけ高く、利用希望者による見学が後を絶たない状態であった。NPO 法人としても一人でも多くの方に利用していただきたいとの希望もあって、隣接する住居を改修し利用者の受け入れを図る予定であったが、本体が建築後 30 年を経過しているため、改修後の耐用年数が 10 年未満であることが判明し、改修を断念し創設計画へ転換したものである。

従来、地域で自立して生活をするためには、自己選択と自己決定が重要視され、障がい者が地域で生活するうえでは「脱施設・脱入所、地域での生活へ」という基本的な考え方で進められてきた。本人の自己決定に対する高い意識が要求され普通の障がい者としては地域の中で暮らしていくためには、必要なサービスが不足しボランティア募集等利用者個々の個人的努力が大きく求められ、一部の障がい者がかろうじて地域で生活している状況であり、重度心身障がい者等を支える支援サービスもホームヘルパーによる痰吸引等の医療的ケア困難なために地域で暮らすためには相当の努力を必要としている。

本計画はこのような現状を改善するためには、住居の提供のみならずケアの提供が十要であると考え、小規模施設での医療と福祉と住居の一体的なサービス提供を行い、より重度の障がいを抱える人の地域サービスの拠点として計画したものである。

個性を大切にして住む人、一人ひとりの個性が見えてくる住居にしたいと考えています。住む人の個性が伝わってくるような個室を作りたいと思います。例えば、それぞれの部屋の壁の色やインテリアが自由に設計できるようにしたいと考えています。基本的な水周りなどの設備については変更が難しいと思いますが、可能な限り実際に住む人の意思を反映して入居できるようにしたいと考えています。

プライバシーが保てるように各居室の空間は、個々の生活や尊厳、そして秘密が保たれるような構造にしたいと思っています。可能な限り、管理人や職員に監視されることなく自由に出入りができるようにしたいと思っています。居室の会話が外部に漏れてしまうような造りでは個人のプライバシーが守られません。一人で居たいときには一人で、大勢でにぎやかに過したいときには大勢でにぎやかに過せる空間を希望します。

光と緑がこぼれてくる様な暖かな空間。入居を予定している人の中には、重度の障がいを抱え体調管理が難しいために外出が困難な方も予定しています。外気の変化が体調に伝わって長時間の外出が困難な方も多いのですが、出来る限り自然の光や季節の変化を感じて時の流れを感じながらゆっくりと時間を過せる空間にしたいと思っています。住んでいてぬくもりを感じるような住居にしたいと思っています。

個人と集団生活が調和できるように、居室は個人の生活空間として大切に、住んでいる人同士と一緒に食事をしたり、お話をしたり、お茶を飲んだり団らんでできる共有空間を設置したいと思います。生活の中では一人では淋しいと感じることもあります。自然な形で住んでいる人が集まってきたくなるような空間をつくりたいと思います。

どんな障がいがあっても住めるような住居を作りたいと思います。私たちは今回の事業で建設する住居では障害の程度に関係なく誰もが住めるような場にしたいと思っています。障がいの内容によっては色彩に配慮を必要としたり、湿度やほこりの管理が必要だったり、低い場所なら自分でできたり、転倒時に床にクッションが必要だったり様々な配慮を必要とします。痰の吸引やその他の医療的なケアを必要とする人もいます。どんな障がいでも住んでいただけるような可能な配慮をしたいと思っています。

居室の中ではそれぞれの障がいの特性に応じた配慮が必要です。住んでいる人の特性に応じた配慮を居室の中では可能な限り行いたいと思います。キッチンの高さ、スイッチの位置、様々な配慮を統一的に行うのではなく、個々の特性や使い勝手に応じて対応できるようにしたいと思っています。

日々の疲れを癒す**お風呂やサウナをバリアフリーで共用設備**として設置して、みんなが利用できるようにしたいと思っています。居室のスペースを有効的に利用するためにも共有のスペースとしてお風呂やサウナをバリアフリーで設置し、広々としたお風呂に入ったり、サウナで汗を流して欲しいと思っています。